

休息期間を制度として設けている例について

平成26年2月3日
第108回労働政策審議会
労働条件分科会配付資料

「自動車運転者の労働時間等の改善に関する基準」（改善基準告示）は、バスなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間（始業から終業までの時間（休憩時間を含む。）、休息期間（勤務と勤務の間の自由な時間）、運転時間等の基準を、平成元年に大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定（昭和42年）

・長時間労働、交通事故の増加
・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択（昭和54年）

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定（昭和54年）

中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、
「改善基準告示」を策定（平成元年）

※制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するに伴い、内容の見直しが行われ現在に至っている。

内容

- 拘束時間【始業から終業までの時間（休憩時間を含む。）】 バスの場合、原則として1日13時間（延長する場合でも16時間）、1週間65時間
 - 休息期間【勤務と勤務の間の自由な時間】 原則として継続8時間以上
 - 運転時間 バスの場合、2日を平均し1日当たり9時間、4週を平均し1週間当たり40時間
 - 連続運転時間 バスの場合、4時間以内
- ※その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。

施行

労働基準監督署

関係労使の自主的改善努力と労働基準監督官の臨検監督等による指導。

国土交通省との連携

- ① 監督署と地方運輸機関との合同による監督・監査。
- ② それぞれの機関が把握した改善基準告示違反事案の相互通報。

国土交通省の取組

過労運転防止の観点から、改善基準告示の内容を国土交通省令に取り込み、事業許可取消処分等の行政処分基準として機能。（バスの場合は平成14年2月1日～）

時間外・休日労働に関する協定（36協定）について

平成26年2月3日
第108回労働政策審議会
労働条件分科会配付資料

時間外労働

- 労働基準法に定める労働時間の原則は、1日8時間、1週40時間。
- 労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出た場合は、協定で定める範囲内で法定労働時間(1日8時間、1週40時間)を超えて、労働させることが可能。

時間外労働の限度基準(法に基づく大臣告示)

- 36協定の内容は、時間外労働の限度基準(大臣告示)に適合したものとしなければならない。
(罰則はなし。労働基準監督署は限度基準に関し、必要な助言指導)

(1) 限度時間

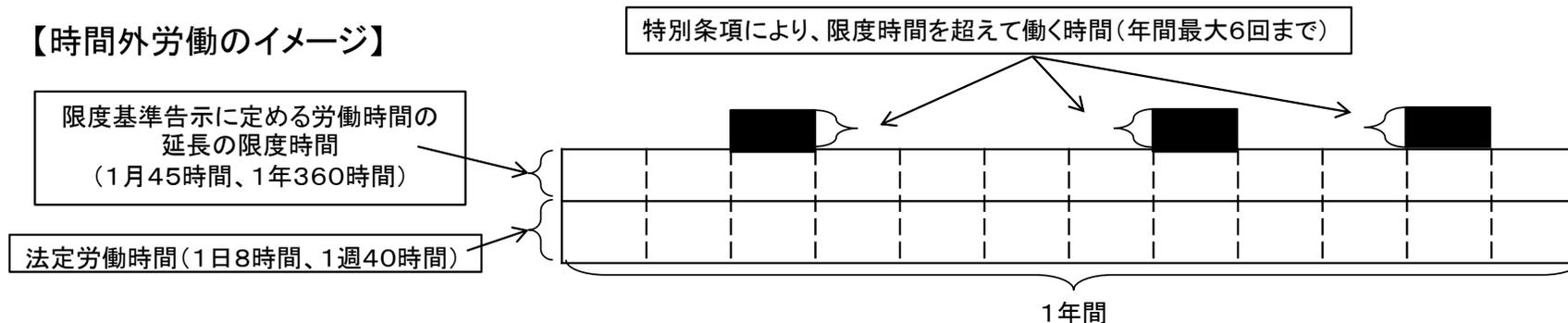
時間外労働の限度は、1ヶ月 45時間 1年間 360時間等とされている。

(2) 特別条項

臨時的(一時的又は突発的)に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない「特別の事情」が予想されるときは、限度時間を超えて労働時間を延長できる旨を協定することができる。

→ **限度時間を超えて労働時間を延長できる回数は、6回(1年間のうち6ヶ月)まで**

【時間外労働のイメージ】



＜三六協定・特別条項付三六協定の締結状況＞

平成25年11月18日
第105回労働政策審議会
労働条件分科会配付資料

- 三六協定・特別条項付三六協定を締結している事業場割合が前回より増加。
- 三六協定で定める延長時間は限度基準(月45時間・年360時間)に集中化する傾向。
- 特別条項付三六協定で定める延長時間は、月80時間・100時間や年1000時間超の割合は減少、年800時間超は前回より減少しているが、月60時間超の割合は増加。

＜①三六協定の締結状況・延長時間＞

資料出所:「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表7・12・13

	三六協定 を締結	延長時間 (1箇月)			延長時間 (1年)		
		平均時間	～45時間 未満	45時間	平均時間	～360時間 未満	360時間
全体	55.2% (37.4%)	42:18 (39:53)	29.1% (39.3%)	70.0% (59.8%)	343:56 (329:02)	22.1% (27.6%)	76.5% (71.4%)
1～9人	46.8% (28.1%)	42:22 (39:23)	29.4% (41.2%)	69.8% (57.8%)	344:03 (324:43)	22.6% (29.8%)	76.1% (69.8%)
10～30人	77.4% (63.7%)	42:09 (40:37)	28.4% (35.5%)	70.3% (63.7%)	344:14 (334:56)	21.8% (24.7%)	76.4% (73.1%)
31～100人	90.1% (79.9%)	42:03 (40:20)	28.5% (38.7%)	70.7% (60.3%)	340:09 (333:47)	21.5% (24.9%)	77.9% (74.4%)
101～300人	94.9% (87.3%)	43:35 (40:40)	29.7% (37.9%)	68.5% (60.1%)	351:26 (335:36)	15.8% (24.6%)	82.5% (73.0%)
301人～	96.1% (93.6%)	42:13 (40:55)	28.2% (38.5%)	70.8% (60.6%)	352:10 (340:57)	14.7% (20.2%)	83.4% (77.9%)
大企業	94.0%	43:11	24.1%	74.9%	349:55	16.8%	81.8%
中小企業	43.4%	41:38	32.8%	66.3%	338:56	26.5%	72.1%

※括弧内は平成17年度労働時間等総合実態調査の結果

＜②特別条項付三六協定の締結状況・延長時間＞

資料出所:「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表10・18・19

延長時間数は、「最長の者」の実労働時間数と比べても相当長めに設定

※月60H超(5.3%)、80H超(2.2%)、100H超(0.9%)

年600H超(4.2%)、800H超(1.5%)、1000H超(0.7%)

	特別条項 がある	延長時間（1箇月）				延長時間（1年）			
		平均時間	60時間 超	80時間 超	100時間 超	平均時間	600時間 超	800時間 超	1000時間 超
全体	40.5% (27.7%)	77:52 (74:33)	72.5% (67.1%)	21.5% (22.4%)	5.5% (6.9%)	650:54 (684:20)	57.9% (55.6%)	15.0% (27.3%)	1.2% (4.3%)
1～9人	35.7% (24.9%)	79:02 (72:28)	75.0% (65.9%)	20.4% (17.4%)	6.2% (4.9%)	652:44 (698:48)	60.3% (58.1%)	14.6% (31.4%)	1.3% (3.6%)
10～30人	45.6% (28.1%)	75:38 (75:44)	67.4% (66.3%)	22.8% (27.5%)	3.3% (9.3%)	648:00 (666:29)	54.5% (50.5%)	16.5% (24.9%)	0.8% (6.7%)
31～100人	52.5% (35.3%)	76:28 (77:46)	71.3% (70.4%)	20.5% (26.9%)	5.7% (9.2%)	643:26 (665:29)	53.9% (54.2%)	12.3% (16.8%)	1.7% (3.1%)
101～300人	68.1% (50.3%)	80:14 (76:47)	73.0% (70.5%)	29.5% (28.6%)	8.9% (6.4%)	659:30 (664:43)	56.7% (56.4%)	17.7% (24.3%)	2.4% (3.2%)
301人～	96.1% (93.6%)	83:10 (83:08)	82.8% (82.4%)	34.7% (35.8%)	10.6% (11.0%)	679:22 (703:14)	62.3% (64.0%)	22.1% (25.8%)	1.7% (3.4%)
大企業	62.3%	79:44	73.4%	24.9%	6.6%	653:02	55.2%	16.9%	1.5%
中小企業	26.0%	75:13	71.2%	16.6%	3.9%	647:28	60.6%	11.9%	0.8%

※括弧内は平成17年度労働時間等総合実態調査の結果